

えがおポイント助成事業

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会は、市民の皆さんの地域活動を応援しています。

助成事業の趣旨

「駒ヶ根市えがおポイント事業」とは、市内企業・団体が実施するポイント交付対象事業に参加するとポイントがもらえ、そのポイントをつれてってカードに入力すると買い物に利用できる制度です。

この事業の資金の一部を活用し、助成を行います。地域の課題に取り組む活動を支援し、笑顔あふれる住み良い駒ヶ根市を創っていくことを目的としています。皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

申請期間 令和5年8月17日（木）～ 9月8日（金）

○申請までの手順

1 申請用紙を下記のサイトからダウンロード（ぱとなにも申請用紙はあります）

「令和5年度 えがおポイント助成事業関連サイト」

www.patona-k.com

※ 応募にあたっては、「注意事項及び申請用紙記入の手引き」をご覧ください。

2 「注意事項および申請用紙記入の手引き」を参考に申請書類を作成

3 申請書類を提出「**令和5年9月8日（金）必着**」

郵送または受付窓口を持参。（FAXでの事前申込は受付を致しません。）

【送付・問い合わせ先】

〒399-4112

駒ヶ根市中央 16 番 7 号

こまがね市民活動支援センター「ぱとな」

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会 事務局

電話 82-1150 FAX 82-1151

Email: info@patona-k.com

1 支援内容

1 助成の対象となる活動

駒ヶ根市内において、市民等（団体、グループ、個人）が主体となって継続的に地域活動を行い、環境美化や地域活性化につながるもの。

2 助成期間・助成金額

【内訳】令和5年度助成 助成総額 10万円程度（年3件程度）

2 申請者の資格

- (1) 駒ヶ根市で地域活動を行っている団体、グループ、個人を対象とします。
（ただし収益事業を行っている団体等は除きます）
- (2) 活動実績の期間は問いませんが、助成金の受領を目的として立ち上げた事業については対象外とさせていただきます。
- (3) 政治的、営利的、宗教的活動等、類似的な活動は対象と致しません。
- (4) 公序良俗に反する活動は、対象といたしません。

3 選考の基準と選考方法

(1) 選考の基準

① 地域活動の経験

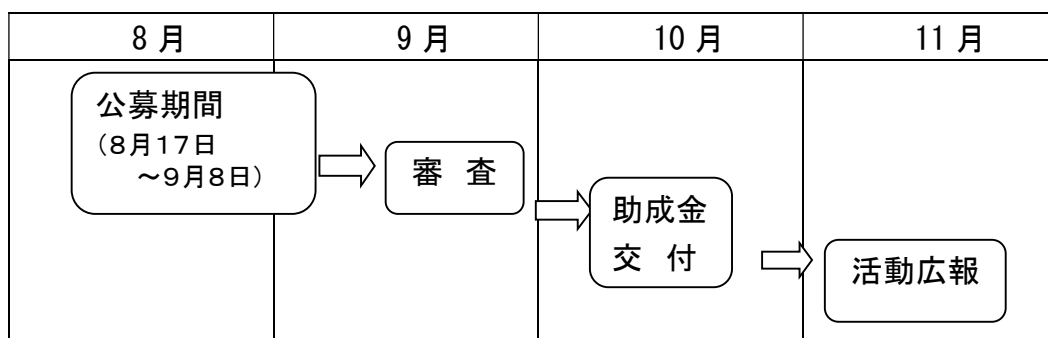
申請する活動団体または、グループ、個人が継続的に活動を有していること。

② 申請活動の内容

公益性・・・対象地域のニーズに対応した有益な活動であるか。
自立発展性・・・自助努力による持続性や広く市民へ活動の広がりが期待できること。

③ 2年連続での助成金交付は、原則として行わない。

(2) 選考方法・スケジュール



- ① 審査方法・・・駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会助成事業認定審査会により、書類審査により行ないます。
- ② 活動調査・・・推薦による申請の場合には、対象となる活動団体の情報を調査し、選考します。

4 助成金交付決定及び通知

- (1) 審査会において助成金交付対象候補団体を推薦後、協議会において交付団体の決定を致します。
- (2) 申請団体につきましては、交付の有無に関わらず、申請頂いたすべての団体等に対してご通知致します。
- (3) 審査の結果に係る内容等につきましては、ご回答できませんので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 助成金交付決定後、申請者の活動が申請内容と異なる場合、または、虚偽による申請事項があった場合には、交付決定の取り消し、または、助成金の返還をしていただく場合があります。

5 その他

- (1) 交付対象団体等の活動を広く市民の皆さんにお知らせすることから交付決定の対象となった活動に関する情報や資料をご提出頂く場合がありますので、ご協力をお願い致します。
- (2) 資料の作成、または申請方法について不明な点やわからない事項につきましては、

こまがね市民活動支援センター「ぱとな」

電話 82-1150 FAX 82-1151

開館時間：午前 9：30～午後 6：30（火～金曜日）

午前 10：00～午後 6：00（土・日曜日）

休館日：毎週月曜日、第2火曜日、祝日

（詳しくはHPをご覧ください）

で、ご支援することができますので、お気軽にお出かけ下さい。

令和5年度助成事業 応募要項

令和5年度 えがおポイント助成事業 注意事項および申請用紙記入の手引き

申請の注意事項

- 1 当助成事業は駒ヶ根市内において、市民等（団体、グループ、個人）が主体となって継続的に地域活動を行い、市民活動の先進的な事例となる活動が対象です。対象となる活動は、令和5年度中に活動を継続中の事業に限ります。
- 2 助成金の応募は自薦、他薦を問いません。以下のような方が申請できます。

①駒ヶ根市内で地域活動をしている団体や個人。

②駒ヶ根市内で地域活動をしている団体や個人を推薦したい方。



様式第1号 えがおポイント助成事業申請書に記入します。

様式第2号 えがおポイント助成事業推薦書に記入します。

記載例 1を参考にご記入下さい。

記載例 2を参考にご記入下さい。

- 3 「令和5年度 えがおポイント助成事業関連サイト」
www.patona-k.comからそれぞれの申請用紙をダウンロードできます。
- 4 「申請書」または「推薦書」以外に団体等の概要や活動内容のわかる資料を添付資料としてご用意下さい。添付資料についての既定の様式はありません。
- 5 「申請書」または「推薦書」に必要事項を日本語でご記入の上、添付資料と共に下記住所までご送付または直接窓口へご持参下さい。
- 6 「申請書」または「推薦書」はパソコンによる入力（申請書等の書式の変更は不可）か、手書きの場合は黒ボールペンまたは万年筆にてご記入下さい。
- 7 申請書類の提出期限は、令和5年9月8日（金）必着です。

問合せ先

こまがね市民活動支援センター「ぱとな」

電話：82-1150 FAX：82-1151

Email：info@patona-k.com

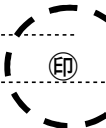
住所：〒399-4112 駒ヶ根市中央16番7号

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会

令和 5 年 8 月 2 0 日

えがおポイント助成事業申請書

(申請先) 駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会

| | |
|---|---|
| <p>申請者</p> <p>住所(所在地) 駒ヶ根市赤穂 1 2 3 4</p> <p>氏名又は名称 ○○グループ</p> <p>代表者 駒ヶ根一郎</p> <p>担当者 赤穂二郎</p> <p>連絡先(電話番号) 82-1150</p> |  |
|---|---|

申請する団体又は個人の住所、連絡先等の記入し、押印をします。

えがおポイント助成事業の助成の助成を受けたいのでえがおポイント助成事業実施要綱の規定により申請します。

| | |
|-------------|--|
| 地域活動の名称 | ○○子ども食堂 |
| 実施年月日 | 令和 5 年 ○ 月 ○ 日 |
| 実施場所 | △△センター |
| 事業内容 | フードドライブを活用した食品などの配布 子どもの居場所づくり 食を通しての交流 |
| 事業の効果 | 居場所がなかったり、昼食を食べることが困難な子どもたちを、地域で支え、暮らしを豊かに育むための、居場所を作る |
| 助成金の用途 | フードドライブに寄せられた冷凍品の一時保管のための冷凍庫購入 チラシ作成の印刷代 |
| 添付資料 | 会則、参加者募集のチラシ、活動の写真、新聞掲載記事 |
| 備考 | |
| つれてってカードの有無 | つれてってカードを <u>持っている</u> 持っていない 該当する項目○で囲んでください。 |

事業の必要性と効果を明確に書いてください。

助成金の使用方法を具体的に記入してください。(飲食代などは含まない)

団体等の概要と活動内容がわかる資料を添付します。

申請者が団体の場合は団体名義のカードの有無、個人の場合は個人名義のカードの有無をお知らせください。

(事務局チェック)

| | | |
|-----------|------------------|--|
| 受付時の活動の確認 | ・ 地域活動であるか | |
| | ・ 収益事業でないか | |
| | ・ 政治宗教に関する事業でないか | |
| | ・ 公序良俗に反するものでないか | |

